

第1233回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 令和2年3月25日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第5号 「新堀川の石垣とその界隈の文化財としての価値の協議及び保存要望」に関する諮問について

日程第3 市教委第6号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第7号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第5 市教委第8号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第6 市教委第9号 高知市教育次長担当事務に関する規則の一部改正について

日程第7 市教委第10号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

日程第8 市教委第11号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第9 市教委第12号 高知市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第10 市教委第13号 高知市児童厚生員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第11 市教委第14号 高知市児童館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第12 市教委第15号 高知市学力向上推進員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第13 市教委第16号 高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について

日程第14 市教委第17号 高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について

日程第15 市教委第18号 高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について

日程第16 市教委第19号 高知みらい科学館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第17 市教委第20号 高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について

日程第18 市教委第21号 高知市立自由民権記念館資料取扱規則の全部改正について

日程第19 市教委第22号 高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について

日程第20 市教委第23号 高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について

日程第21 市教委第24号 高知市少年補導センター専門補導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第22 市教委第25号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第23 市教委第26号 高知市立幼稚園園則の一部改正について

日程第24 市教委第27号 高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について

日程第25 市教委第28号 高知市春野郷土資料館資料取扱規則の制定について

報告 ○第474回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○第474回高知市議会定例会に提出された諮問議案について

○令和2年3月市議会代表質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	図書館・科学館担当理事	貞 廣 岳 士
	参事スポーツ振興課長事務取扱	永 野 哲 也
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	小 畑 和 正
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	少年補導センター所長	金 井 伸 也
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	高知商業高等学校事務長	池 上 哲 夫
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	保育幼稚園課長	中 村 一 歩
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	民権・文化財課長補佐	木 下 達 哉
	学校教育課就学前教育班長	平 井 千加子
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	人権・こども支援課管理担当係長	三 好 一 義
	民権・文化財課文化財担当係長	丸 山 和 代
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和2年3月25日（水） 午後4時5分～午後6時40分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時5分

山本教育長

ただいまから第1233回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員，よろしくお願いいたします。

森田委員

はい。

山本教育長

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第5号「新堀川の石垣とその境界の文化財としての価値の協議及び保存要望」に関する諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

市教委第5号「新堀川の石垣とその境界の文化財としての価値の協議及び保存要望」に関する諮問について」を説明させていただきます。

新堀川の石垣とその境界の文化財としての価値に関する高知市文化財保護審議会での議論等の要望があり，高知市文化財保護審議会への諮問を行うか否かについて協議をお願いするものです。

右肩に民権・文化財課とお示しした資料をご覧ください。要望内容は，資料1ページの2にございます。要望書の全文は，4ページ・5ページにございますが，先ほど申しましたように，「新堀川とその境界の文化財としての価値を高知市文化財保護審議会で議論いただきたい」ということで，3の議案提案理由にお示ししているとおり，高知市文化財保護条例第47条に基づき，教育委員会が諮問することを要することとなります。

新堀川ですが，山内一豊が城下町の周りに構えた外堀の一部，現在の新堀川が「横堀」と呼ばれ，現在の堀川が「堅堀」と呼ばれていたようです。いつから「新堀川」と呼ばれるようになったかは確認できておりませんが，地域の皆様方には新堀川の呼び方で浸透しています。

2ページをご覧ください。「文化財」とは，「我が国の長い歴史の中で生まれ，育まれ，今日まで守り育てられた貴重な国民の財産である」と文化庁が紹介しているように，地域で大切にされ，守られてきたものと考えますが，国の文化財保護法に基づいて，本市におきましても高知市文化財保護条例の中で文化財を定義しています。また，本市にある文化財のうち，重要なものを，例えば有形文化財であれば，高知市保護有形文化財として指定することができます。

新堀川周辺にあります指定文化財としては，はりまや橋小学校北東交差点の東側に，高知市史跡「桜井跡」があります。これは，馬詰親音が1800年に土佐で初めて「揉貫き井戸」を掘らせたところ清水が湧き出たところで，「桜井」と名付けられた井戸の跡です。周辺には，国・県・市とも，ほかはありません。横堀公園には，「武市半平太邸跡の碑」がありますが，この碑は，以前は別の場所にあり移設されたもので，実際には，移設前も邸跡の確定はできておりません。ちなみに，仁井田にあります「武市半平太旧宅及び墓」は，国の史跡に指定されています。

また、今回の要望の中心であります「石垣」につきましては、新堀川東側の木屋橋から新堀橋の間は、商家「木屋」の母屋や蔵、庭の基礎と推定される護岸石垣で、県が行った調査により、横堀公園前の布積みにした亀甲崩しという技法を用いた部分が最も古く、幕末から明治期ではないかと推定されておりまして、文化財の定義に合わせますと、守られてきた「記念物」であると考えることができます。

また、記念物のうち、重要なものとして指定する場合は、「高知市史跡」となります。国が記念物のうち、重要なものを史跡に指定する場合は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準により、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」と示されておりまして、本市におきましても、「重要なもの」とは同様の判断が必要であり、そのためには、根拠となる歴史資料、文献等の存在は不可欠です。なお、今回の「石垣」につきましては、建造時期は幕末から明治期と推定できておりますが、建造者等も含め、明確に判断できる根拠となる文献等や調査による刻印等は発見できておりません。

資料6ページからは、今回の要望内容に関係する都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の整備等の経過となっておりますので、ご説明させていただきます。6ページ左側の流れにありますように、はりまや町一宮線はりまや工区は南側区間の工事が中断しておりましたが、シオマネキの生息調査や新堀川の環境調査、交通量調査を長年にわたって、データを蓄積されたこともあり、平成29年度にはりまや町一宮線まちづくり協議会が立ち上げられ、5回の協議がなされました。その間、7ページにありますように、歴史専門家、土佐史談会の宅間会長から、高知市文化財保護審議会の会長でもあります、現況の石積についての考察やはりまや工区の整備の在り方について、「歩行者や道路交通の安全を確保するため、堀との共存を図りながら、道路整備を行うことはやむを得ない。」とのご意見が出されています。

8ページははりまや町一宮線まちづくり協議会から、知事へ提出された「都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区の整備のあり方に関する提言書」です。左側中程から下の部分には、交通の状況、希少動植物、歴史・文化、まちづくりの四つのテーマは全て重要だが、立場によって思い入れや価値観が異なるため、全てのニーズを100パーセント満たすことはできない、一つのテーマを追求することで、他の三つのテーマに不満を大きく残すことは適切ではないと書かれています。それぞれのテーマの重要性を最大限に尊重し、全体として調和のとれた望ましい整備の在り方として、「横堀公園の一部を切り込むなどの工夫により、シオマネキやコアマモの生息・生育環境を再生すること」や歴史や文化の保存と再生については、「江戸時代の掘割の風景を保全するため、川の西側の石垣はできる限り現位置で保存し、駐車場区間の東側のコンクリート擁壁や横堀公園の石垣は、江戸時代の積み方等によって、復元・再生すること」等の提言がなされています。

高知市の「子供たちの安心・安全のため、早期の整備が必要であること」や「横堀公園のリニューアルを含めてまちづくりに取り組んでいきたい」等の意見聴取を経て、平成30年6月県議会において工事再開が表明されています。

9ページをご覧ください。新たな道路計画案に沿った整備の実現を図るため、平成30年11月に、はりまや町一宮線はりまや工区工事アドバイザーとして、「道路交通」「希少動植物」「歴史・文化」「まちづくり」の専門家12人が選任されています。歴史・文化の工事アドバイザーは、石垣のご専門である北垣氏、土佐史談会 宅間会長、香川大学土木文化財工学の山中教授、高知城歴史博物館 渡部館長の4人です。

工事アドバイザー会議では、1回目の会議の際に、歴史・文化の工事アドバイザーから石垣調査の提案があり、これを踏まえて県が調査を行い、石垣背後に、埋設された既設の石垣は見つからなかったものの、結果報告を受け、2回目の会議では亀甲崩しの形状を公園に掘り込むことで、そのままの形で移設の提案が工事アドバイザーからあり、県としては、整備に当たっては、現状を記録

保存するという方針であることなどから、公園の切り込み範囲全体の調査を行っています。この調査では、公園の切り込み部分は先にお話しいたしました商家「木屋」の敷地と考えられるため、木屋が所有していた可能性が高い近世以降の陶器や磁器等の遺物、昭和7年頃に深尾家の別邸を移築した「巢窟庵」の建物の一部と思われる遺構が検出されています。3回目の会議では、設計内容の再検討が行われ、4回目の会議では、「石垣の保存による、歴史が語り継がれる風景づくり」を目指して、石垣の整備方針としては、現況の石垣をできる限り保存すること、横堀公園前の石垣は、現状の材料をできるだけ使用し、形状、積み方も同様に移築すること、新堀橋北側駐車場下のコンクリート擁壁部は、駐車場を撤去し、下町の堀の風景や慣れ親しまれた西側石垣の風景を創出することなどが確認されています。なお、「伝統技術をいかせる作業現場にすることが、将来に向けての地域財産を残していく道のりにもつながるのではないか」という工事アドバイザーからのご意見もあり、石垣は今後も引き続き調査・記録保存を行った上で移築する方針であると伺っています。

あわせて、まちづくりの面では、「都市の営みを伝える学びの場」「まちなかにすむ希少種の観察の場」として、歴史散策や自然学習に活用できる情報板や解説板を設置し、干潟や水面を近くで眺めることができる新堀川東側市道には、ベンチを配置する等、新堀川に親しむ空間となることを目指すことが確認されています。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

資料3と4ということで写真説明をいただいておりますが、これは委員さんには配られていないですか。

民権・文化財課長

回ってないです。

山本教育長

これは県のほうが、埋文センターが行った調査の報告書ということと、その時の現場説明会の資料ということですか。

民権・文化財課長

はい。

山本教育長

先ほどの説明でございませうけれども、最初にありました文化財の保護条例の第47条に基づいて「審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議をする」ということになっておりまして、今回の請願のありました新堀川の護岸について、審議会に諮問をするのかどうかというのを皆様方にご審理をいただくということになります。皆様方のご意見をお願いしたいと思います。

西森委員

先ほどご説明いただきました高知市文化財保護条例の第47条に「審議会・文化財保護審議会の設置及び任務」とございまして、2項において「審議会は教育委員の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議」ということが書かれております。ということは、対応して教育委員会が諮問をするということが当然想定されているわけですね。この諮問をする場面がどういったものかですが、文化財の保存及び活用に関する重要事項を、教育委員会として重要事項であると判断したときに諮問するという理解でよろしいですか。

民権・文化財課長

そういうことになります。今回の要望に関して言えば、文化財の指定に向けて調査、審議を行ってくださいというようなことになります。

西森委員

今回のご議論いただきたいといわれている要望書の文言どおりであれば、「文化財としての価値を高知市文化財保護審議会でご議論いただき」ということになっております。ですので、この文言

どおりのご要望があったということで、そのうえで教育委員会として、これが諮問するに値するかどうかということを議論したらいいという整理でよろしいですか。

民権・文化財課長

はい。

西森委員

そうすると、重要事項かということが重要になるわけですね、恐らく。

民権・文化財課長

そういうことです。

西森委員

はい。ありがとうございます。

山本教育長

ほかに意見等はありませんか。

説明の中で「高知市の文化財の保護に向けて取り組むとした場合に」という説明があったと思います。歴史的な根拠でありますとかそういうのが必要ということでご説明も少しいただきましたけれども、今回の件については、県が行った埋文調査とかそういうものの中で、例えば文化財指定に必要なとなるような、誰が作ったのか、いつ作ったのかというような詳細なことは、判明していないということよろしいですか。

民権・文化財課長

はい。

谷委員

新堀川の石垣とその界隈の文化財としての価値、もし諮問を、教育委員会として諮問をすれば、それなりの根拠であるとか、エビデンス、こんな文献にこう書かれているとか、そういうものを確認する必要があると思います。そういう歴史的資料や文献等、根拠となる文献等は、先ほど、ないとおっしゃいましたが、そういうことですか。

民権・文化財課長

はい。

谷委員

はっきりそういうものがあるというようなことであれば、諮問していく方向になると思うのですが、今お聞きした段階では、ちょっと無理があるのかなという感じもします。

森田委員

先ほど教育長と谷委員がおっしゃった中で、歴史的価値が判明していないということが、誰にとつての、ということもあるかもしれませんが、そして今回、今の時点ではそうだけれどもこれからあるかもしれない、あるいは、その範囲ではなかったかもしれないが他ではあるかもしれないとか、いろんな可能性を検討することができますが、ある・ないというものの根拠がどの辺りにあるのか教えてください。

民権・文化財課長

発掘調査ということではなくて、石垣についての資料ということについては、現在でも残っているものはないということになります。石垣については、石材とか加工の方法とか、積み方の違いによって、ほかで残っているもので、大体この石垣の年代はこれぐらいだろうという推定はできているので、先ほど申しました幕末から明治一期という判断はできていますが、あくまでこれも推定ということになります。確実にこの時期に、こういう人役で誰が普請をしてやったというような記録は残っているものがございません。

森田委員

ありがとうございます。

西森委員

確認でございます。ご要望を出されている方たちの思いとしたら、文化財としての価値をご議論いただき、しかるべき保存の道筋を検討いただきたい。それは高知市文化財保護審議会という専門家の揃った場だという、そういうことだと思います。きっと分かる人には分かるだろうということだと思います。ただ、その議論がこのまちづくり協議会からの資料とか、先ほどご説明いただきましたけれども、ここで、この工事の過程においてある程度、その価値であるとか、あるいはその保存の道筋というご要望にある内容は、一定議論は尽くされていると読んでよろしいですか。

民権・文化財課長

そうです。

山本教育長

例えばですけれども、今回、要望にあるような形で、高知市でこういう記念物みたいなものを残している例というのがありますか。

民権・文化財課長

石垣につきましては、石垣本体で史跡等に指定をされているものはございません。付け足り指定ということで本体に付けたりと、本体ではないけれども、それも付随してという指定がございますが、高知市の中では現在はございません。

山本教育長

この場所自体が木屋という屋敷があったのでしょうか。それに関する研究というのは、どれくらい進んでいるものなんですか。

民権・文化財課長

1772年に木屋の商家がそこでお店を始めたというような文献がございます、木屋の後継に当たる方が本を書かれているので、ある程度の流れというのは、その本などでも読むことができます。ただ、いつ、その石垣をついたかとか、家を建てたかとかという文献が、その上に重ねてあるかといいましたら、具体的なところは今のところないです。

山本教育長

その文献の中で、この石垣の築造とか触れた部分とか、そういうことは書かれてないということですか。

民権・文化財課長

はい。他から何かの古い歴史資料として引っ張ってきているものというのは、書かれていなかったと思います。

谷委員

アドバイザー会議というのが、歴史とか文化の分野の専門家の方々が、すごい専門家というか、この人だったらと思えるような方々がそろっておられる、その中で話し合いがなされたということなので、非常に重視すべき提言というか、意見というか、そういうふうになると思いますが、この4回の会の中で、これは本市の文化財にする必要があるというような意見、全体の意向とかそういったものはあったのですか。

民権・文化財課長

議事録等も読ませていただいておりますけれども、そういうものは残っておりませんでした。ただ、もちろん皆さん文化財にも見識が深い方ですので、古いものも残していけば、それはそれで一定、大事なことだろうとは思いますが、やっぱり保存記録という方法しか踏み込めないようなところも中には出てくるのではないかとのご意見もございました。ただ、今回、石垣を崩してということになると、何が残っているか分からないので、一回きっちり調査をして、記録の保存をしましょうというようなご提案があったと聞いております。

山本教育長

その調査のほうは、埋文センターのほうが引き続き、工事中も行うということですか。

民権・文化財課長

はい。

山本教育長

さっきの報告書というのは、まず今は試掘といいますか、その調査をやって、実際工事の際にも埋文センターが調査を行いながら取り崩しを行う、そういう形で、1番の要望にもありましたけれども、記録は埋文センターのほうでしっかり取った上で公表されるものということで理解していいですか。

民権・文化財課長

今年度中に行った概要報告というのは別にもういただいているのですが、まだこれからも埋文センターのほうで調査を行っていくということですので、調査主体である県のほうが、それが全部終了してから公表するような形と聞いております。

山本教育長

通常、それでは埋文センターが調査を行っているものに対して、高知市が改めて調査に入るということはないということですよ。

民権・文化財課長

はい。

山本教育長

先ほどの提言の中にもありましたけれども、今、こういう石積みをつく技術というのは、持つ人自体がいなくなっている。これを現地に残せば確かにいいのであろうと思いますけれども、これをなぜ後退させるかという、もともと、シオマネキとか希少動物をいかに残すかということで、今回工事が止まって、それで残す方法として日にちはかかるけれども、少しでも水面を出すことによって、そこでシオマネキの生息環境を作ろうということで、工事が止まったというふうに理解をされていて、自然を残すために少し文化財的な価値のところで、譲歩が迫られているというようなことなのかなと思います。あとやはり、今つくことが難しいものを、これを全く同じように、若干セットバックはするけれども、積み方自体は全く同じ形で復元されるということですか。

民権・文化財課長

そのように聞いております。

山本教育長

そうすると、なかなか今、こういう石をこういう形に切って積むことはできませんけれども、やはり積む技術を今また改めて学ぶというの、一つ意義のあることなのかなというふうにすごく感じるところです。

谷委員

今のお話に関連してですが、まちづくり協議会の提言書の中に、提言が4点書かれています。その中の二つ目にシオマネキやコアマモの生息・生育環境を再生すること、そしてその次のところにこう書かれています。「また、整備後は、水面や干潟が希少動植物の保全のために機能しているのかを確認するため、モニタリングを実施し必要に応じた改善を行うこと。なお、この取組には、はりまや橋小学校の児童や地域住民の参画を検討すること。」とあって、これはものすごく大事なことでと思います。

学校の子供たちが環境保全に直接関わっていく、それに地域も一緒になってやっていく、こういう姿が実現されることがものすごく重要で、そうしたことによって、その地域のみんなで守った文化とか史跡とか、そういう面が大事にされていく、ずっと続けられていくというか、こういうことが大事だと思うので、是非、こんな方向を大事にしてもらいたいと思います。

山本教育長

配っていただいた資料の文化財保護条例の抜粋の中の3条ですけれども、「財産権等の尊重及び他の公益との調整」ということで、「高知市教育委員会はこの条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。」と書かれているところです。

やはりこういう文化財、特に発掘調査などは、新しく建築物を建てるなど、包蔵地であれば事業者によって発掘調査が義務付けられていて、実際に調査を行う。自分自身も鴨田小学校の体育館を新たに建てる時に、用地を拡張し調査をしましたが、縄文時代の住居後というのが出てきて、しっかり記録に残して調査をした上で、その上にプールと体育館が建ちました。結局その上に建てざるを得なかった、子供たちの教育環境の整備ということで建てる必要があったのですが、そのときに地元と協議をする中で、復元図というのを作ってもらいました。穴の位置からこういう建物があったのではないかということで、プールの外壁へ陶板といいまして、陶器に絵を描いて焼き付けまして、道路沿いからみんなが見えるように、「昔、この場所はこういうところだったんだよ」と分かるような形で保存をした経過があります。やはり他の公益との調整というところは、もともと文化財行政自体が開発を止めるものということではなく、現代社会との調和を図りながら保存ということが非常に重要なのでこの項目はあると思っておりますので、判断に当たっては、非常に自分たちには考慮すべきことかと考えております。

あと、もう一点言いますと、この工事で言いますと、平成20年に北側で既に工事が終わっているところですけども、雁木がありその価値について、教育委員会で議論をしたこともあります。その際にもどうするべきかという、保存をして残すべきというのも当然文化財としての価値を尊重される意見もありましたし、私の記憶では、その当時はまだ、はりまや橋小学校ではなく新堀小学校だったのですが、保護者からは非常に交通量が多い道路で狭隘になっている、子供たちの通学の安全のためにも、早く整備をしてほしいというような要望も上がってきたと記憶をしているところです。

そういうところからいうと、北側のほうは終わっていますけれども、最終形の図面があったと思いますが、それを見ると、今のはりまや橋小学校の南側のところまで道路が拡張されてくる、歩道も横断歩道も含めて、今より安全な形が確保できると思いますので、片や学校行政を所管する立場としては子供たちの安全も考えると、今回特にそういう要望をいただいているわけではないですけども、安全な環境の整備というのは望ましいところではあると、私個人の意見としてですけども考えております。

ほか、質疑等はありませんか。

お構いなければ、いろいろご意見もいただきましたが、教育委員会としての意見の集約をさせていただきたいと思っておりますけれども、集約のほうに移っても構いませんでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、今回、皆様方の意見をいただいたところで私の考えも含めて、市教委第5号「新堀川の石垣とその境界の文化財としての価値の協議及び保存要望」に関する高知市保護審議会の諮問について」は、条例の3条の趣旨ということも考慮して、そして、今回工事をするに当たって、県のほうがまちづくり協議会でありますとかアドバイザー協議ということで、名だたる専門家の方に参加いただいてご意見もいただいているということも尊重しながら、今回、審議会には諮問をしないということで意見集約をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。それでは市教委第5号「「新堀川の石垣とその界隈の文化財としての価値の協議及び保存要望」に関する諮問について」は、当該審議会に諮問しないことに決しました。

続きまして日程第3 市教委第6号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第6号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うものでございます。

それでは資料5ページの委員名簿をご覧ください。図書館協議会は、図書館法と高知市立市民図書館条例に基づき設置されており、館長の諮問に応じて、図書館の運営等についてご意見をいただく機関でございます。県市共同運営のオーテピア高知図書館を円滑に運営していくために、県の図書館協議会と同じ方を委嘱し、県市合同で協議会を開催しております。委嘱する委員は10人以内、任期は2年でございます。

今回は、3名の委員が新任となっています。一人目のNo.3 井上真由美さんは元県社会教育委員で、同じく元県社会教育委員であった尾崎美樹さんに替わり委嘱をいたします。二人目のNo.8 松崎加須美さんは元高知市保育園長で、同じく元高知市保育園長で特定非営利活動法人カンガルーの会理事の前野當子さんに替わり委嘱をいたします。三人目のNo.9 田村樹志雄さんは特定非営利活動法人こうち企業支援センター理事で、オーテピア高知図書館課題解決支援サービスのビジネス支援として、高知県商工政策課インターンシップコーディネーターの片岡浩司さんに替わり委嘱いたします。その他の委員は、再任でございます。

任期につきましては、令和2年5月1日から令和4年4月30日の2年間で、女性委員の割合は50パーセントとなっております。

なお、県においては、昨日3月24日に開催されました定例教育委員会において、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げます。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

先ほど説明がありましたように県市合同で運営しておりまして、県教委のほうでも事前に承認をされたということでございますので、特になければ承認をしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第6号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を説明させていただきます。

議案書6ページと別添で資料をお回ししておりますので、資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、かがみ幼稚園の延長保育の実施時間に変更があったことに伴い、幼稚園に勤務する職員の勤務時間を変更するもの、それと、工石山青少年の家が指定管理となることに伴い、工石

山青少年の家に勤務する職員がいなくなることから、当該職員に係る規定を改正するものでございます。

資料の新旧対照表のとおり、まず第5条、幼稚園の勤務時間ですが、現行は、第1勤務者から第3勤務者までとしておりましたが、改正後は、第1勤務者から第7勤務者までとし、延長保育時間に対応するものでございます。

第6条は、工石山青少年の家に勤務する職員の勤務時間を規定しておりましたが、職員の配置がなくなることからこれを削り、第7条以降の条ずれを改正するものでございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

これは幼稚園の勤務時間というか、実際に預かる時間というのも変わりますか。

教育政策課長

日程第23でまた説明があると思いますが、これまで午前8時から8時半までの延長保育、それと午後5時半から6時までの延長保育でしたが、前を30分早めて午前7時半から、後も30分遅めて午後6時半までというように改正をするようになっております。それに併せて勤務時間も調整をするために、第7までの勤務時間も割り振ったということになります。

森田委員

それは保護者のニーズというのがありますでしょうか。それからもう一つは、この勤務形態はご本人の交渉も考慮される、要するに「私は第1で思っていたけど、あなたは第7です」とか、交渉の前提で決めていかれるのか確認をしてよろしいでしょうか。

教育政策課長

今はほかに保育園がたくさんありますが、保育園の勤務時間と基本的には余り変わらないように、第1から第7までを定める。かがみ保育園があつて、かがみ地区の伝統といいますか、かがみ保育園からかがみ幼稚園に通つて、小学校へ行くみたいなところがあります。かがみ保育園では先ほど説明しました午前7時半から午後6時半まで、既に延長保育がされております。その辺に保育幼稚園課のほうで合わせた形で預かるように改定をしたということです。日によって勤務の割り振りは、園内で決めていくものだと思っておりますが、一応7勤務までの割り振りをしたということになります。

森田委員

ありがとうございました。理解できました。

幼稚園の場合などで、子育て支援が必要な一方で勤務時間の調整とご自分のご家庭の事情で結構離職される方もおられるので。例えばこういうので広がれば働きやすくなるという先生もおられるかもしれないですけども、一方でどうしようという人もおられると個人的に思いましたので、そういうことも考えていただいて。もちろん、朝はゆっくりでいいから、夜は大丈夫という方もおられると思いますけれども。そこだけ気になりました。

西森委員

教育長が言われたことで気がつきましたが、午前7時半にチンで子供が来たとして、保育士さんも同時に来るかといったら、ちょっと早めに来るのではないかと思ったり、午後6時半で保護者が来たとして、経験上は少し遅れてしまうこともあったりしましたが、午後6時半に行ったとして、午後6時半に帰れるかというところとちょっと残るのではないかと思います。そこはどうなりますか。

教育政策課長

多分ちょっと残ると思いますし、ちょっと早めには来るとは思いますけど、ここの午前7時半からと午後6時半までというのは、保育幼稚園課のほうで幼稚園に勤務する園長先生らを始め、その人たちと確認をして、この時間に決めたと聞いております。

西森委員

民間企業だと、ここはものすごくシビアなところで、サービス残業になると思います。多分、管理職のほうで何か手当をなさると勝手に想像しましたが、やはり時間内に勤務されるべく、そういった関係当局からご指摘のないようによろしくお願いいたします。

山本教育長

市役所の駄目なところで、職員の勤務時間が午前8時半から午後5時15分、開庁時間は午前8時半から午後5時15分という、そういう職場になっています。

ちなみにこの旧の第1勤務から第3勤務というのは鏡村時代にはなくて、合併に伴って、こういう形で高知市のほうで規定整備をしました。その時に自分も関わってまして、しっかり職員組合と協議をした上で合意をして第3勤務まで作りましたので、多分今回も同じような形で、職員組合との話し合いが行われたと考えております。

かがみ幼稚園の勤務形態のことで質問が出ておりまして、これまで第1勤務から第3勤務だった者が第1勤務から第7勤務になったことに関して、職員との協議がなされているのかということと、保育時間が午前7時半から午後6時半までとなっているが、実際7時半に職員が来て7時半に子どもを預けるとなると、職員は少し早く来る必要があるのではないかという質問がありました。それと午後6時半に親御さんが迎えに来れないときなどの対応は、どういうふうにされるのかという質問が出ていました。

保育幼稚園課長

職員の協議というところでいうと、当然延長に当たって必要な協議をしております。その上で、2年度からの開設時間延長という形になっています。当然そういうニーズがあれば、午前7時半前に職員も来て受け入れをするという態勢になっていますので、協議の上で、実際にそのニーズがあればそういう対応をしていくことになります。

ただ、聞いているところで、今までの開設時間の中で、2年度の新園児にご案内をしています。その関係で、保護者の方に開設時間は延びるけれども、そこは理解していただいて、家庭で見る時間は大事なことで、そういうことができるからといって時間いっぱい預けないで、これまでの時間内でお迎えをしてくれないかということで、ご理解をいただいているようです。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第7号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」でございます。

議案書は8ページ、資料は3ページの新旧対照表をご覧ください。教育環境支援課の分掌事務に、GIGAスクールに伴う事務を追加し、併せて、文言整理などを含め、規定の整備を行うものでご

ざいます。資料の新旧対照表、第5条の2に、第5号としてGIGAに関する事務について規定を追加し、併せて、第6号以下を業務内容によって並べ替えを行いました。旧のほうの第5号と第8号、第6号と第7号、が同一の業務であり、これの順番を変えて整理し併せて、現行の事務に則した形で「学校薬剤師」の文言を第7号に追加しております。それと、第6条第11号については、「公益」を追加し、改正するものでございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

非常に丁寧な新旧対称というか、整備をさせていただいていると思いました。第5号が増えたということになろうかと思えますけれども、教育環境支援課の仕事は本当に幅広いと感じておりますが、人員はこれに応じて拡充されていると思ってよろしいですか。先日も人事案件あったそうですけど。

教育政策課長

GIGAの関係でいきますと、ICT担当の副参事という形で1名増員ということになっております。

西森委員

1名。頑張ってください。

山本教育長

ICTに精通した職員で適材適所の配置と思っております。

学校へそれぞれICT環境が整備されますので、皆が皆、得意なわけではないです。やはりこういう方に来ていただいて、学校現場を支援していただくというのは本当に大事だと思っておりますので、非常に活躍について期待をしているところでございます。

高岡教育次長

それと昨年4月、一つの担当係で備品であったり教科書の調達、システムであったり、そういったものをやっておりましたけれども、今年4月、GIGAの1年手前の組織の改正で、システムの部分だけ別に人員を3名抜き取ったといえますか、補充と係長を据えて、そこで担当係長が独立した形で業務を分けて、専門的な組織体系を前年度のほうで準備をしております。それに併せて、GIGAを、来年度から専門の副参事が係の上で指揮をしていただくという組織に改正をしております。そういう対応をするようにしております。

西森委員

ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第8号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第9号「高知市教育次長担当事務に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」を説明させていただきます。

議案書は10ページ、資料は4ページです。教育委員会内の会計事務に係るチェック機能の充実を図るために、学校教育に関する予算執行決定、支出負担行為に関する事務を、両次長共同の所掌事務に加えるもので、新旧対照表のとおり、第2条に第3号を追加するものでございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

現行はどうなっていたということになりますか。

教育政策課長

第1号は教育員会の総合計画に関する部分、第2号が教育員会の事務及び決裁に関すること、現行の第3号がその他重要なこと、また、異例なことにすることというふうな規定になっております。それに今回新たに、外出しで学校教育に関する予算に関することを付け足したということです。

西森委員

これは共同になるということは、両方の決裁印が据わるということだと思いますが、今までは、例えば担当によって決裁欄が別だったということですか。

山本教育長

学校教育担当と社会教育担当という形で大きくは分かれていましたので、学校に関する決裁は弘瀬次長、文化振興事業団やスポーツ振興事業団、民権文化財とかそういうものに関するのは、社会教育担当の高岡次長という形でそれぞれ決裁がされていて、両方が押印されるのは教育委員会に關することや重要な案件ということで両方が押していましたけれど、今回、人事異動の中で理事という形で次長をやっていただくことになり、全体に目配りをいただける方を配置させていただきましたので、学校教育の中でも事務的な支出面のチェックというのは大事になってきますから、当然課長たちがチェックをされていますけれども、やはりしっかりチェックをしていくという意味で、事務の適正化を図るということも含めて、今回こういう規則の改正をさせていただいていたものでございます。

西森委員

ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第9号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第10号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

差し替えを机の上に配布させていただいております。議案12ページでございます。

市教委第10号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を説明させていただきます。議案書の12ページと資料5ページをご覧ください。今回の令和2年4月1日発令に伴い、新たに理事を配置することになりましたことから、第4条第2項に理事を加え、同じく4月の機構改革により、教育研究所の中に教育支援センターを新設したことと、工石山青少年の家が指定管理になることから、規定の整備を行うもので、第9条は、教育機関に配置する職員を規定しておりますが、工石山青少年の家を削ることで所長を、教育支援センターを追加することでセンター長を、それぞれ削除、追加するものでございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第10号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第10号は、原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第11号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第11号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を説明させていただきます。

議案書14ページでございます。地方公務員法と地方自治法の一部改正により、特別職の範囲が厳格化されまして、科学館の館長と自由民権記念館の館長は「専門知識に基づく助言や調査等を行う者」と位置付けられたことから、これまで使用しておりました、科学館長印及び自由民権記念館長印の用途や使用する対象文書を改正するものです。これに併せて、専用の教育委員会印のうち、民権文化財課、自由民権記念館の教育委員会印を使用する対象文書や用途を改正し、科学館にも同様に専用の教育委員会印を追加するものです。

資料の新旧対照表をご覧ください。6ページの24の2の科学館長印と8ページの34自由民権記念館長印については、これまで使用対象文書と用途に、依頼文や通知文がありましたが、館長は「助言や調査等を行う者」と限定されたので、賞状や儀礼的なものに限ることとしています。

また、6ページ、24の3新たに作成する科学館専用の教育委員会印と、7ページの30民権文化財課用の教育委員会印、32の自由民権記念館用の教育委員会印には、それぞれ、資料の取り扱いに関する文書を、使用対象文書に加えております。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

結局そうすると、依頼文、通知文等というのは、どの印鑑になりますか。

教育政策課長

今は略になっておりますが、それぞれの課に、もともと専用の委員会印等がありますので、そちらのほうで既に依頼文、通知文に関するということが入っています。ですので、そちらで対応ができるということです。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

谷委員

ということは今後、未来科学館、自由民権記念館、こういうところについては独立するみたいになるのですか。次長の指導の下にやってきたのが、独立するという、そんな感じですか。

山本教育長

館長の雇用形態がこれまでは非常勤特別職ということで、一定の権限をその専門知識を有する方ということで、そこの助言ということを得るということにしていました。ところが地方公務員法の改正に併せて、非常勤特別職というものの範囲が限定をされ、相当の能力がある方、弁護士さんであるとかそういう方でないと認められなくなったというのがありますので、会計年度任用職員に移行する。会計年度任用職員というのは、そういうような専門的なものに着目して権限を使うということができませんので、それに伴って公印の使用の中で通知文とか依頼文というのは除外をして、儀礼的なものだけに使用をするような形に改正が行われたということです。実際はそれぞれ任命している館長にはそれぞれ経験があっただけでお願いしている方ですので、特に仕事をする上で変わったことはないのですけれども、対外的なところでそういうような使用ができなくなったということでございます。

谷委員

では実際、具体的な職務に当たっては、各館長が直接教育長にというのではなくて、次長を通してという形は変わらないということですか。

山本教育長

はい。

谷委員

分かりました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第12号から日程第12 市教委第15号まで及び日程第21 市教委第24号の議事につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い規則を廃止するものであるため、まとめて事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書16ページ、18ページ、20ページ、22ページ、57ページの廃止する規則の制定についてご説明いたします。

この五つの廃止の改正につきましては、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、地方公務員法、地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることによるものです。

会計年度任用職員制度の趣旨は、労働性の観点から、本来の任用趣旨に沿わない運用が見られていた非常勤特別職と臨時職員の任用の適正化を図るために、会計年度任用職員を新たに創設し、任用の明確なルール作りを行うものです。それに伴い、これら五つの規則に規定します非常勤特別職も、その労働性から、会計年度任用職員に移行することとなりましたので、当該規則を廃止するものでございます。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

条例などはネットで見れると思いますけど、廃止された場合は削除されるのですか。しばらくこの状態で、何々を廃止すると残りますか。

教育政策課長

廃止するという今回の規則は多分出ますけど、廃止される前の、この今の規定が一般のネットで検索できるかどうかは、ちょっとすみません。

西森委員

大丈夫です。今お聞きしたかったのは、単になくなったら、あったかなかったかすら痕跡がなくなるけど、廃止すればきちんと残るのかということです。

教育政策課長

廃止に関する規則というのは残ります。

西森委員

結構です。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第12号「高知市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」、市教委第13号「高知市児童厚生員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」、市教委第14号「高知市児童館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」、市教委第15号「高知市学力向上推進員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について」及び市教委第24号「高知市少年補導センター専門補導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号、第13号、第14号、第15号及び第24号は、原案のとおり決しました。

日程第13 市教委第16号から日程第16 市教委第19号までの議事につきましては、図書館・科学館課所管の規則の改正等であるため、当該4議案についての事務局からの説明を続けて行った後、質疑等をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第16号「高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について」、市教委第17号「高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について」、市教委第18号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」、市教委第19号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」をまとめて説明をいたします。

まずは、市教委第16号から市教委第18号について、議案書の24ページから31ページをご覧ください。これらは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、高知みらい科学館長の職務を改めることに関して、規定の整理を行うものです。高知みらい科学館長に関する規則により、「館長は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。」としておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、非常勤特別職は、任命権者又はその委任を受けた者の指揮監督下で行われる事務等は除外となり、「助言等を行う職」に限定されます。

別紙資料9ページの高知みらい科学館条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。第3条の館長の職務に関する部分ですが、任命権者又はその委任を受けた者の指揮監督下で行われる事務等は除外となりますので、この規定を削るものです。別紙資料18ページの高知みらい科学館長に関する規則をご覧ください。大きく変更となるのは、第7条の職務に関する部分です。その他、文言の見直し等による修正がございます。

別紙資料10ページから17ページの高知みらい科学館資料取扱規則の新旧対照表をご覧ください。この規則は、高知みらい科学館における「資料の寄贈、寄託、撮影、閲覧、利用許可」の取扱いに関し必要な事項を定めたもので、様式の申請先及び承諾者を高知みらい科学館長から高知市教育委員会に改めるものです。

最後に、市教委第19号・高知みらい科学館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、議案書の32ページ、33ページをご覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、高知みらい科学館指導員の身分が非常勤特別職に非該当になるため、高知みらい科学館指導員設置に関する規則を廃止するものです。説明は以上です。

山本教育長

先ほど説明いただきました4議案につきまして、質疑等はありませんか。

西森委員

事前に資料を拝見した際に素朴な疑問があり、それについて、ごく簡単にご説明ください。

資料集10ページを例に申し上げます。「高知未来科学館長様」だったのが、「高知市教育委員会様」に変わりますと、そういった事務分掌の違いというか機構の違いというか、そういうことでは分かりますが、日本語の「様」問題ですけれども、科学館長は個人なので「様」でいいと思います。ただ教育委員会となったら、世間では「御中」という言葉を使う、これについて若干ちょっと調べものをしたところ、行政だから統一されていて、「様」でいいという考えもあるでしょうけど、他の自治体とかだとそういうことはやめて、「宛先高知市教育委員会」や「宛先高知市長」など、もう「様」「殿」「御中」などやめませんか、というような所もあるようでございます。高知市の現在のスタンスについて、若干ご説明いただけませんか。

教育政策課長

団体として使う教育委員会というところと、合議体といいますか、任命権者で使う教育委員会とこのを使い分けておりまして、この場合は御中ではないです。合議体としての教育委員会であります。

もう一つ、「様」ですが、以前、教育委員会だけではなく市役所全体で、「殿」から「様」に変えました。そのときに、「宛先だれだれ」というように統一をするというようなことはされていません。おっしゃるとおり自分のところに「様」をつけるので、検討事項ということになります。今のところは、全庁的に「様」を統一して使っているのが現状です。

西森委員

十分ご説明いただきました。ありがとうございます。

山本教育長

教育委員会単独で変えることもできますけれども、高知市の文書チェックがそれに沿った形で運用していますので、そこについては文書法制のほうに、見直しませんかという議論があったということは伝えさせていただきたいと思います。

山本教育長

ほかに質疑等はありませんか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第16号「高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について」、市教委第17号「高知みらい科学館資料取扱規則の一部改正について」、市教委第18号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」及び市教委第19号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第16号、第17号、第18号及び第19号は、原案のとおり決しました。

日程第17 市教委第20号、日程第18 市教委第21号及び日程第19 市教委第22号の議事につきましては、民権・文化財課所管の規則の改正であるため、当該3議案についての事務局からの説明を続けて行った後、質疑等をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

議案書34ページ、日程第17 「市教委第20号 高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」、議案書36ページ、日程第18 「市教委第21号 高知市立自由民権記念館資料取扱規則の全部改正について」、議案書51ページ、日程第19 「市教委第22号 高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」の三つについて、まとめてご説明します。

先ほどからお話に出ておりますように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、高知みらい科学館長と同様に高知市立自由民権記念館長の職務を改めることに関して、規定の整理を行うものです。

高知市立自由民権記念館長に関する規則により、「館長は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。」としておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、非常勤特別職は、任命権者又はその委任を受けた者の指揮監督下で行われる事務等は除外となり、「助言等を行う職」に限定されます。

別紙資料22ページ高知市立自由民権記念館条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。第4条の館長の職務に関する部分ですが、任命権者又はその委任を受けた者の指揮監督下で行われる事務等は除外となりますので、この規定を削るものです。その他、様式の条項変更が24ページに載っております。あわせて、別紙資料25ページの高知市立自由民権記念館長に関する規則の新旧対照表をご覧ください。大きく変更となるのは、第7条の職務に関する部分です。その他、文言の見直し等による修正や必要な書類の変更がございます。

議案書に戻っていただき、37ページ以降に全部改正となる高知市立自由民権記念館資料取扱規則を載せております。この規則は、自由民権記念館における「資料の受入れ」及び「閲覧等」の取扱いに関し必要な事項を定めたものです。

自由民権記念館は、平成2年4月1日に開館し、令和2年度で開館30周年を迎えますが、今回の改正においては、「資料の受入れ」の取扱いに関しては、「寄贈」、「寄託」、「借用」に関する条項に分け、また、「資料の閲覧等」の取扱いに関しては、「閲覧」、「複写」、「撮影」、「館外貸出等」に関する条項に分けて整理し、開館当時想定のなかったデジタル画像の取扱いを追加することなどや、館長の職務を改めたことによる様式の変更も含め、全面的な改正を行うものです。以上で説明を終わります。

山本教育長

これらの件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

未来科学館長のときもありましたが、自由民権記念館の25ページ第3条が、旧で言えば（1）から（4）が館長となることができない。新しいもので言えばこの（3）の「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」というのは、初めて登場するということですか。

民権・文化財課長

欠格事項の中、以前は旧のほうにあります欠格事項が4項目ありましたが、それが三つに変更になったということです。

谷委員

（3）は特別な表記の仕方をしているので。

山本教育長

これは地方公務員自体には以前から係っていた項目になります。今回、会計年度任用職員に移るということで、それと同じものをここに持ってきたということです。

谷委員

分かりました。

山本教育長

ほかに質疑等はありませんか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、これらの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第20号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」、市教委第21号「高知市立自由民権

記念館資料取扱規則の全部改正について」及び市教委第22号「高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第20号、第21号及び第22号は、原案のとおり決しました。

日程第20 市教委第23号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

市教委第23号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

資料55ページをご覧ください。本改正は、本年度まで、教育研究所教育相談班で行っておりました不登校対策に関する業務を、不登校児童生徒に対する施策の側面と不登校児童生徒への対応の側面に区別をし、それぞれの役割を明確化することで、教育相談機能の充実と不登校状態にある児童生徒への支援体制の強化を図ることを目指しまして、趣旨にございますように、令和2年度の機能改革といたしまして、教育研究所の内部組織として教育支援センターが新設されることに伴い、規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙資料30ページの新旧対照表にありますように、高知市教育研究所条例施行規則第2条中の「教育相談班」の次に、「教育支援センター」を加えるものでございます。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

支援センターの設置目的について、どのようなことを充実させるのか説明をお願いします。

教育研究所長

センター長を新たに配置いたしまして、センター長、指導主事、スクールカウンセラー、そして選任教育相談員の5名で相談チームを作りまして、まず相談規模の充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、センター長中心に支援センターを運営することで、不登校児童生徒が通所してきておりますが、その支援体制をしっかり強化をしていきたい、また、その他の不登校支援を行っている関係諸機関とも連携を図っていきたいと考えております。

山本教育長

ありがとうございました。

谷委員

この教育相談班は、これまでと変わらない人数といいますか、配置になっていますか。

教育研究所長

人数は指導主事が減少いたしまして、班長と指導主事2名で教育相談班を運営してまいりたいと思っております。

谷委員

教育相談班と教育支援センターの違いは何か。

教育研究所長

大きなところでは、教育相談班は学校の校内支援委員会等に出かけて行って、校内で不登校になりそうな子供を不登校にならないように、要するに早期発見早期対応の部分を、不登校に対してしっかりやっていきたいということです。支援センターのほうは、不登校状態が30日以上欠席になってしまっている子供たちに対して、一つの学びの場ということと自立に向けた支援を行う中で、状態の改善そしてできれば学校復帰を目指していきたい、そのような形で考えております。

谷委員

研究所と一緒に学習するとか山登りに行くなどいろいろやっていますが、それはセンターのほうに移るということですか。

教育研究所長

はい。そうです。

谷委員

はい。分かりました。

山本教育長

今、非常に不登校というのが高知県高知市含めて増えてきています。やはり不登校にならない対応というのが求められている。それは学校の雰囲気作りであるとか、相談体制の充実というのがある。その部分に相談班は特化していきたい。実際に不登校になった子供さんで、研究所へ通学をしている子供さんたちがおいでますので、支援センターのほうでしっかり、センター長を置いて世話をしようということです。今までは班の中で全てやっていましたので、班長さんに非常に重荷がかかっていた部分を分散することによって、それぞれの対応を充実させようということとなっております。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第23号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第23号は、原案のとおり決しました。

日程第22 市教委第25号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

市教委第25号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を説明させていただきます。

議案紙59ページ、別紙資料31ページをご覧ください。趣旨としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

詳細を申しますと、昨年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。この法律により、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げするとともに、休日のまとめ取りを可能とする、一年単位の変形労働時間制が、各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるものとなっております。このことにより、業務量の適切な管理等に関する指針の策定の措置を講ずることとされたことと、一年単位の変形労働時間制の適用、休日のまとめ取り等が可能となったことでございます。

まず、業務量の適切な管理につきましては、令和2年4月から施行となっており、国の指針に示されております、超過勤務時間の上限、月45時間、年360時間という基準については、高知市教職

員の働き方改革プランの中で、すでに目標として、定められておりますことから、規則の中に明示しようとするものです。

そのため、今回、高知市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、第31条を新たに設けることといたしました。別紙資料32ページをご覧ください。第1項では、所謂、時間外の業務時間の上限を定めるとともに、学校や教育委員会において、業務の見直しや整理を行うこととしたものがあります。第2項では、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により、業務を行わざるを得ない場合の上限時間を定めるとともに、第1項と同様に業務量の適切な管理を行うこととしております。第3項では、教育委員会が教職員の出勤、退勤に関する状況を客観的に把握することにより、教職員の健康やワークライフバランスを含めた福祉の確保を図ることとしております。把握する方法としましては、現在、運用が始まっている統合型校務支援システムに含まれている、出退勤管理機能を利用することとしております。

また、変形労働時間制の導入につきましては、令和3年4月から施行となっておりますが、本市においては、現状における学校の実態との整理を図る必要があるため、当面は実施しないこととしております。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

この件について言うと、別紙資料32ページのところですが、勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合というのも、解釈によっていくらでも先生の働き方が上回ってしまうような可能性も含まれていて、OECDの調査でも中学校の先生の労働時間が世界的に日本が突出していて、先生は子供たちと向き合う時間はそんなにストレスは感じていないけれども、資料とか付随業務に非常にストレスを感じると、昨日か一昨日の高知新聞に出ておりましたが、先生たちのこういう改正も必要な場合もあると思いますけれども、ただ、1日24時間なので回らない、1か月で何とかしよう、でも生活は24時間続いているので。生活が回っていかないと、離職される先生が出てくると大変なことだと私は思っています。それこそ、こういう制度がある一方で、今学校の中でなさっている、いつ帰ったか、いつ来たかの管理を徹底することであるとか、存じ上げるところだと先生方、何時から何時までしか電話に出ませんなど客観的にやってみるとか、それも存じ上げております、夏休み前に休みますとか、会議の時間は内容を精査するとか、そういうことも両輪でやっていく必要があるという意見を述べさせていただきます。

山本教育長

それにつきましては、ここまで何度か説明させていただきました働き方改革プランを進めていく必要がある、それをするによって、ここをクリアしていくのが大事だと思いますので、その部分をしっかりPDCA回していきたいと考えています。

西森委員

三つありまして、二つはこれに関する事で、一つは最近の報道に関する事です。一つ目ですが、第3項について、統合型校務支援システムを利用するとご説明をいただきました。それで具体的な内容が分かったので、そういうことかと思いましたが、そもそも、この規定が必要というか、学校からの提出によらず、要するに、学校が教育委員会に提出しないことというのはあり得るのですか。

学校教育課教育企画監

いわゆるテクニカル的にいいますと、教育委員会のほうで権限を持ったIDをいただきまして、そのことによって、知りたい情報をこちらのほうで抽出できるという、そういうふうに持たせていただくことになります。

西森委員

この第3項に対して違和感があったのが、学校からの提出によらずというのは、親が拒んでも子供の情報を取れるという感じのもので、学校は、教育委員会が出してと言えは出すに決まっているのではないかと思ったわけです。ただ、今までシステムの、紙媒体であれば一応学校に依頼をかけて、学校から出してくださいということで十分に取れるはずのものを、提出によらず、要するに、学校側が云々する権限はなく、直接取れるという規定をわざわざ設けなければいけないのか。学校が、教育委員会が言ったことに対して応じてこないことというのはあり得るのですか。一般に。普通は出してくれますよね。まずこの規定を見てびっくりしたといいますか、学校からの提出によらずという言葉があったので、びっくりしました。ただテクニカル的には分かりました。直接収集できるということです。逆にこれでその後当然、校長先生に対してご指導が入るとかいうことはあり得るということですか。

学校教育課教育企画監

実は1月の定例校長会で、教育長のほうからご説明していただきましたけれども、また改めて、年度当初に、校長会で話をするようにすればいいかと思っています。

西森委員

分かりました。データ収集し、分析して終わりではなくて、当然、その後の方策があるということですね。

学校教育課教育企画監

もちろん時間を見て何か評価をするわけではなくて、先生方の勤務状況を把握しながら、そのプランが本当に実効性のあるものかということを保証していく、見ていくという、そういった基礎資料にしていくというふうに考えています。

西森委員

二つ目ですが、4の中に教育委員会が別に定めるという、将来に向けた記述がありますけれども、これは今後整備されるものということですか。今のところ、まだこれについて、セットで作られているわけではないですか。

学校教育課教育企画監

ここはいわゆる働き方改革案が現在策定されて、それに沿った取組をされていますけれども、例えば今、附属機関として、働き方改革推進会という会を8人の委員さんの構成でもってもらっています。そういった会の中で論議をしながら、新たな業務改革についての取組が提案されれば、それを教育委員会が別に定めてプランに置きますという、そういった意味合いもあります。

西森委員

ありがとうございます。三つ目は報道で見て、さもありなんと思ったことですが、「ストレスは子供ではない保護者である」というようなことが報道に出ておりまして、同じ保護者として、現場を見ながら大変な思いをされているなと思っております、先生方。先生方というのは本当に聖職なので、多分、子供たちのためだったら24時間を30時間にしても働くというお気持ちがあると思うのですが、保護者に対する対応は本当にお辛いだろうなと、これについて具体的に何か考えられている取組などございますか。

学校教育課教育企画監

少し詳細に申しますと、一定その辺りどうしても、特に低学年ほど丁寧な対応が必要というふうに聞いております。どうしてもそこは致し方ないですけども、なかなか取組は難しいですが、ではほかの部分の業務を見直していただくとか、別の方向・角度からそういう部分を見直していく。これまでも例えば、学校の中にいわゆる研究の会が四つぐらいあった学校が、研究の会を二つに収縮し、時間制限というか会議の時間を削減して、そういう対応に充てられる時間を作りましょうとか、あるいは工事少し減らすとか、掃除の時間を週1回なくすとか、そういったことを見直した

がら。保護者対策とか子供への対応はなかなか一概に跳ねのけるわけにはいかないので、まずはできるところから削減、見直していくといったことを、学校のほうには進めてもらっております。

西森委員

先生方は教えたいですので、研究時間は欲しいと思います。子供さんへの対応はたとえそれが拙い訴えであっても、そうであればあるだけ時間を取りたいという気持ちもあると思います。ただ、保護者というのは大人なので、時に大人としてそれを学校に持ち込むのか、あなたの満足が欲しくてやっているのではないかと思う場面というのが、私も同じ保護者なので言ってしまうのですが、感じられなくもありません。このために時間を割いてほかのところを削るというのは、ちょっと方向性としては余り推奨できないのではないかなと思ってしまうわけです。では具体的にどうしたらいいかということにはなりますけど、そこを問題意識として、先生方が本当におやりになりたいくて、また、教育のために価値のあることと、相手してほしい大人の相手をしてあげるなどということについては、今後いろんな人の英知を集めてご対応いただくように、私も一所懸命に考えてみたいと思いますけれども、是非、研究をお願いしたいです。

山本教育長

その部分というのはなかなか教員が直接言えない部分、先生方はなかなか対応しづらい部分になっていますので、そうやってきたらやはり、学校経営に地域の方にも入っていただく。そうすれば西森委員のような地域の方もおいでるわけですので、「いや、それは違う」と学校ではなく地域の方に言うっていただくというのは、非常に大事ではないかと思います。そのためにはやはり、地域の方に学校の運営に参画していただいて、それだけこちら情報を出していくというのが大事ですけども、そういう取組もありますし、今年度研修を企画していますが、今年度退官される大阪大学大学院の小野田先生といういじめ問題などを研究されている方ですが、その方が一番大事なのは初期対応、一番最初の対応で、学校に対する不信感を持たれてしまうとボタンの掛け違いというのは最後まで直らないので、そうならないようにすると言われています。そしてその先生が言うには、学校というのは、何かあったら保護者に出てきてくださいというのがこれまでのスタンスだが、民間企業などであれば出てきてくださいはないだろう、行くでしょう、お家へ行くでしょうと言われています。やはりそういうところが学校の対応と民間企業との対応で差が出てきているので、そういうところから考えていく。初期対応の大事さ、そこで丁寧な対応をすることによってお互い信頼感が生まれれば、それほどきつい要求になることもないのではないかな。いろんな制度的な問題などもあるけれども、やはり根本は人間関係をきちっと構築していくというのが大事ではないかということ言われています。その先生は制度のことも非常に発信されていますけども、そうではなく今できること、先生自身ができることというのを話していただきたいということで、夏前ぐらいに先生に来ていただいて、それを現場の校長先生方にも聞いていただきたいということで、計画をしております。

西森委員

ありがとうございます。

谷委員

いいですね。小野田さん、有名な方です。

別件になりますが、変形労働時間制のことですけど、これは非常に賛否両論があって、取り入れるということは、教職員のほうにもいろいろなことがあるということなので、今回盛り込まないというのは適切かと思います。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第25号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第25号は、原案のとおり決しました。

日程第23 市教委第26号「高知市立幼稚園園則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第26号「高知市立幼稚園園則の一部改正について」を説明させていただきます

資料61ページをご覧ください。趣旨は、先ほどの日程第4でもありましたが、延長保育の実施時間を延長するとともに、規定の整備を行うため、規則の一部を改正するものです。

別紙資料33ページの新旧対照表をご覧ください。左側の現在は、第7条第1項において、幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領、平成10年文部省告示第174号を基準としておりました。右側において、幼稚園教育要領の根拠規定は、学校教育法施行規則、昭和22年文部省令第11号、第38条であります。幼稚園教育要領の内容は、文部科学省によって時代に即して約10年に一度、改訂が行われています。これまで示されていた平成10年文部省告示第174号は園則が作成された当時、平成19年に基準であった文部科学省による幼稚園教育要領であり、今後も時代に応じた改訂が行われることが予想されます。いわゆる新たに幼稚園教育要領が告示されると、その都度、園則の改正が必要となってきます。そのため、平成10年文部省告示第174号を削除し、高知市立幼稚園園則の教育課程に位置付ける幼稚園教育要領の根拠規定として、学校教育法施行規則第38条を示すように改正いたします。

次に、第16条第2項、延長保育の実施日及び時間について、先ほど説明もありましたが、これまで実施時間が午前8時から午後6時までの10時間だったものを、午前7時30分から午後6時30分までの11時間に延長するものです。理由といたしましては、かがみ幼稚園の近隣にあります、かがみ保育園は0歳から2歳児保育を行っており、かがみ幼稚園は3歳児以上の保育を行っています。かがみ幼稚園はかがみ保育園から引き継ぐ形となり、多くの園児がかがみ保育園を卒園後に、かがみ幼稚園を利用しています。このようなことから、かがみ幼稚園の延長保育時間の延長については、地域等からの要望をいただいております。これまでの午前8時から午前7時30分に、午後6時までを午後6時30分までに延長するものです。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第26号「高知市立幼稚園園則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第26号は、原案のとおり決しました。

日程第24 市教委第27号及び日程第25 市教委第28号の議事につきましては、民権・文化財課所管の規則の改正及び制定であるため、当該2議案についての事務局からの説明を続けて行った後、質疑等をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

議案書63ページ、日程第24 市教委第27号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」、議案書65ページ、日程第25 市教委第28号「高知市春野郷土資料館資料取扱規則の制定について」、まとめてご説明します。

高知市春野郷土資料館における資料の取扱いについては、高知市春野郷土資料館条例施行規則に、資料の寄贈又は寄託の条項はありましたが、閲覧や館外貸出等についての定めがなく検討しておりましたところ、今回、日程第18 市教委第21号で、自由民権記念館資料取扱規則の見直しを行いましたので、これに併せて新たに、高知市春野郷土資料館資料取扱規則を制定し必要事項を定めようとするものです。

別紙資料34ページの春野郷土資料館条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。第3条資料の寄贈又は寄託及び様式第1号・第2号を削ります。議案書に戻っていただきまして、66ページ以降が新たに制定する高知市春野郷土資料館資料取扱規則となります。以上で説明を終わります。

山本教育長

これら2件に関して、質疑等はありませんか。

資料取扱規則は、自由民権記念館と同じ内容ですか。

民権・文化財課長

自由民権記念館資料取扱規則のほうでは第1条、資料の複写という項目がございますが、春野郷土資料館のほうは資料の複写を行わないということになっておりまして、この条項がございます。それ以外は全て、同じ内容になっております。

山本教育長

ありがとうございます。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、これらの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」及び市教委第28号「高知市春野郷土資料館資料取扱規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第27号及び第28号は、原案のとおり決しました。

議案につきましては以上でございます。

ここで少し休憩を取らせていただきたいと思います。少し短いですが、6時5分再開ということで構いませんか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは再開をいたします。

報告事項となります。「第474回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

「第474回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」を説明させていただきます。

お手元にお配りしております、令和2年3月市議会定例会提出議案一覧と書かれた資料をご覧ください。教育長の専決を受けまして本議会に提出いたしました議案は、令和元年度3月補正予算と令和2年度一般会計当初予算の2件でございます。

それでは、1の予算議案の令和元年度補正予算議案からご説明申し上げます。

(1) 奨学資金の減額補正2,100万円の内容といたしましては、高知市大学等奨学資金の貸付に係る新規申請者の実績数が、当初の見込みを下回ったこと、また、昨年度からの貸付継続者につきましても、退学等に伴う辞退者が出たことにより不用が見込まれることから、減額補正を行うものでございます。

次に、(2) 要保護・準要保護生徒対策費の減額補正1,200万円の内容といたしましては、中学校の就学援助費の主に給食費におきまして、年間を通しての全校実施が初年度ということで、当初の見込みよりも実績が下がったことにより不用が見込まれますことから、減額補正を行うものでございます。

次に(3) GIGAスクール構想推進事業費12億5千万円でございます。令和2年3月市議会定例会提出議案資料集と記載した資料の1ページに資料を添付しておりますので、併せてご覧ください。内容といたしましては、全国的にICT環境の整備を進めるため、児童生徒1人に1台の端末の整備や、高速大容量の通信ネットワークを整備することを目的に、この度、国の補正予算が成立いたしましたことから、本市もこれに対応するため補正を行うものでございます。

端末の整備につきましては、令和2年度に小学校5・6年生、中学校1年生分として7,360台の整備を行い、残る学年につきましても、令和5年度までに順次整備を完了する予定でございます。

次に、高速大容量の通信ネットワークの整備につきましては、現在、整備済のものは高速大容量の規格を満たしていないことから、全学校のLAN通信ネットワークを整備し直すとともに、無線Wi-Fi機器などを設置するもので、資料の2にあります赤線で囲んだ部分が整備のイメージ図となりますが、この部分に要する費用の2分の1が国の補助対象となっております。

次に、(4) から (6)、小・中・特別支援学校の防災機能強化事業費でございます。資料集の2ページに同様の工事を行いました学校の写真を掲載しておりますので、併せてご覧ください。内容といたしましては、地震の際に倒壊する恐れがある、学校周囲の老朽化したブロック塀等につきまして、児童・生徒などの安全を確保するため、軽量のフェンス等へ改修するものでございます。この度、来年度に工事を予定している11校、小学校8校、中学校2校、特別支援学校のうち、小学校2校、中学校2校、特別支援学校につきまして国費の内示がございましたことから、補正を行うものでございます。

次に(7) 小学校と、提出議案一覧2頁の(8) 中学校の空調設備整備事業費でございます。こちら資料集の3ページに写真を掲載しておりますので、併せてご覧ください。内容といたしましては、市内57校の全ての普通教室への空調設備整備工事が完了し、3月19日に引渡しを受けたところでございますが、本年1月に実施いたしました来年度の児童生徒数の推計の結果、小学校8校、中学校5校、計13校で、それぞれ普通教室が11教室と5教室の、計16教室増えることが見込まれますことから、新たに空調設備の設置を行うための工事費等の補正を行うものでございます。

次に、(9) 小学校、(10) 中学校の大規模改造事業費でございます。

こちら資料集の3ページから4ページにかけまして写真を掲載しておりますので、併せてご覧ください。内容といたしましては、施設の老朽化が進み、大規模改造工事を実施する必要がある布師田小学校の体育館と朝倉中学校の北舎の老朽化対策と、トイレの洋式・乾式化等の改修を行うほか、大津中学校では、理科室が1室しかなく、授業の運営に支障をきたしておりますことから、第二理科室の整備を行うものでございます。本事業につきましては、来年度以降に工事を計画していたものでございますが、この度、国費の内示がございましたことから、増額補正を行うものでございます。

次に、(11) 繰越明許費の設定についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、今年度内に、事業が完了できない事業につきまして、令和2年度に繰り越す予算の上限額を設定するものでございます。

内容といたしましては、GIGAスクール構想推進事業など計12事業で、適正な業務履行期間を確保することができないことなどから、1,639,351,000円を繰越予算の上限額と設定するものでございます。

次に、(12) 繰越明許費の変更についてでございます。

小学校の大規模改造事業に係る繰越明許費につきましては、昨年12月市議会定例会におきまして、秦小学校のトイレ改修工事7,000万円について、繰越限度額の設定をしたところでございますが、先ほど御説明いたしました、布師田小学校の大規模改造工事につきましても、年度内に完了が見込まれませんので、限度額を1億6,000万円増額し、2億3,000万円に変更するものでございます。

3月補正予算に関連するものは、以上でございます。

続きまして令和2年度当初予算について、ご説明申し上げます。

資料集の5ページに、令和2年度教育費予算の概要をまとめておりますのでご覧ください。

令和2年度当初における教育費予算につきましては、一番下の合計欄にございますように、総額10,889,961,000千円となっております。前年度と比較しますと、512,381,000円、率にして4.9パーセントの増加となっております。予算の増減の主なものといたしましては、まず、2小学校費の学校建設費におきまして、校舎などの外壁の落下防止対策などを行います、防災機能強化事業が大きく増加となっております。

次に、7社会教育費では、高知市文化プラザかるぼーとの消防監視システムの更新などの大規模改修を行うことから、社会教育総務費が大きく増額となっているほか、潮江市民図書館の耐震補強等の改修工事が完了しますことから、図書館費が減額となっております。

次に、8社会体育費につきましては、高知市総合運動場の陸上競技場について、陸上競技場のトラック等の改修が完了しますことから、体育施設費が減額となっております。

当初予算の概要につきましては以上でございますが、引き続き令和2年度当初予算の重点施策につきましてご説明いたします。資料集の6ページをご覧ください。

学力向上アクティブプラン事業・学力向上推進事業です。事業目的は、これまでの学力対策の取組をより強靱なものとするため、平成29年度から令和2年度までの4年間で学力向上アクティブプラン実施期間と位置付け、児童生徒の学力向上対策を推進するものでございます。4事業概要等ですが、アクティブ1は学力向上推進室を中心に、指導・支援を実施することで、学力向上対策の一層の推進を図るものでございます。アクティブ2は対象教科を拡大し、外部講師の派遣により教科指導等の充実を図るものでございます。アクティブ3は新学習指導要領の趣旨を普及させるとともに、学校運営への助言等を通じてカリキュラム・マネジメントの充実を図るもので、3の事業費は22,756,000円としております。5の成果目標・事業効果としましては、全国学力・学習状況調査におきまして、国語・算数・数学の全国比、小学校105、中学校100の達成を目指してまいります。

次に、7頁をお願いします。

特別支援学級サポート事業・スクールカウンセラー配置事業です。

事業目的は、(1)の特別支援学級サポート事業は、知的障害等の特別支援学級担任の専門性の向上と指導の改善を図ることを目的に、特別支援教育スーパーバイザーを派遣し、担任に直接指導・助言を行うことで、特別支援教育の充実を図るものでございます。(2)のスクールカウンセラー配置事業は、教育支援センターに不登校児童生徒の心理的支援や、その保護者や支援スタッフ等への指導・助言を行うためのスクールカウンセラーを配置し、同センターの支援・相談機能の強化を図るものでございます。4事業概要等ですが、(1)は特別支援教育スーパーバイザーが、知的障害等の特別支援学級を訪問し、授業づくりや学級経営について指導・助言を行うものでございます。(2)は、教育支援センターにおいて、不登校の児童生徒の問題や悩みの相談に応じることや、支援スタッフ等への指導や助言を行うとともに、家から外出できない児童生徒等については、家庭訪問を行い自立につなげるもので、この事業費は(1)は7,045,000円、(2)は569万円としております。5の成果目標・事業効果としましては、(1)は重点訪問や集中訪問の実施し、訪問した学級に在籍する児童生徒の個別の支援計画の質的向上を図るもので、(2)は不登校状態の児童生徒の社会的自立を推進するとともに、教育支援センターに通所している心理的ケアを必要とする全ての児童生徒へのカウンセリングを実施し、中学3年生の進路保障を図るものでございます。

次に、8頁をお願いします。小中学校等施設整備事業です。

事業目的は、地震発生時の児童生徒の安全を確保するための老朽化対策や、子供たちのより良い教育環境づくりを目的とした学校施設等の整備を行うものでございます。4事業概要等ですが、大規模改造事業では、布師田小学校屋内運動場などの老朽化対策のほか、第六小学校西舎などのトイレの洋式・乾式化工事を実施するとともに、旭中学校屋内運動場の大規模改修設計及び旭東小学校南舎などのトイレ改修設計を行うものでございます。

次に、耐震補強整備事業では、渡り廊下棟の耐震補強工事を横浜小学校で実施するとともに、長浜小学校及び南海中学校で設計を行うものでございます。

次に、防災機能強化事業では、ブロック塀等の改修、屋内運動場における天吊りバスケットゴール・照明器具の落下防止対策及び校舎等の外壁改修工事を実施するものでございます。

次に、空調設備整備事業では、令和2年度に普通教室が増える見込みの学校に新たに空調設備の設置を行うものでございます。そのほか、朝倉第二小学校の下水道接続工事などを実施するもので、3の事業費は3月補正前倒し分を含めまして、1,304,418,000円としております。

次に、9頁をお願いします。電子黒板整備・GIGAスクール構想推進事業です。

事業目的は、教育のICT化に向け、児童・生徒一人1台の端末及び学校における高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」の実現にむけて整備を行うものでございます。4事業概要等ですが、(1)の電子黒板整備は令和2年度に全普通教室に電子黒板369台を整備し、併せて、全小・中・特別支援学校において、主要科目のデジタル教科書を全て整備するものでございます。(2)のGIGAスクール構想推進事業費は、先ほど補正予算議案で説明させていただきましたとおり、児童生徒一人に1台の端末の整備や、高速大容量の通信ネットワークを整備するものでございます。3の事業費は、(1)は43,628,000円です。(2)は12億5,000万円としております。5の成果目標・事業効果としましては、電子黒板の導入及び高速大容量の通信ネットワーク整備を行うとともに、児童生徒一人1台の端末整備を実施することにより、全ての普通教室で行う授業で、一人1台端末とデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツ等を活用できる環境整備を行うものでございます。

次に10ページをお願いいたします。東京オリンピック聖火リレー開催事業・東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致事業です。

事業目的は、聖火リレーを実施し、市民のオリンピックへの期待の高揚を図るもので、併せて、事前合宿を受け入れることにより、オリンピックとの交流や練習を見る貴重な機会を創出するものでございます。4事業概要等ですが、聖火リレーを桂浜周辺のほか、市役所新庁舎前から中央公園

のコースで行い、セレモニーなどを行うものでございますが、昨日報道がございましたとおり、オリンピックが延期されることとなりましたことから、延期後の開催時期等につきましては、現時点では未定となっております。

次に、事前合宿ですが、昨年、本市のくろしおアリーナで合宿を行ったシンガポール競泳チームと今回新たに、チェコの競泳チームも事前合宿を行うこととなり、歓迎セレモニー等を行うものでございますが、こちらにつきましても、今後、合宿の実施について関係機関と協議を行う予定です。

3の事業費は、聖火リレーは、995万円、事前合宿招致事業は、150万円としております。

最後に11ページをお願いします。文化プラザ長寿命化整備構想検討事業です。

事業目的は、平成13年の竣工から18年を経過し、電気設備等の機器の更新が喫緊の課題となっている、かるぽーとの長寿命化を実施するものでございます。4事業概要等ですが、ホールの舞台機構・照明・音響設備等、施設の長寿命化を目的とした大規模修繕工事を行うものでございます。令和2年度は、民間事業者の募集や選定に関する事項を定めた実施方針の作成などの支援を行うアドバイザー業務をコンサルティング事業者に委託して実施するもので、3の事業費は、2,300万円としております。5の成果目標・事業効果としましては、長寿命化整備の実施により利用者の安全及び利便性を担保し、市民サービス向上を図ることで、利用率の向上を目指すものでございます。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

一つだけ教えてください。いただいた議案一覧の（1）の奨学金のところですけど、当初の見込みを下回ったとありますが、（2）のところでは、生徒数の減少で下回ったとありましたけど、こちらの（1）の奨学資金のほうの見込みを下回ったというのは、生徒さんが少なかったとか、たまたまだったとか、ちょっと条件が厳しかったとか、その辺りはどうでしょうか。

人権・こども支援課長

特に条件等は変わっておりません。しかしながら、文部科学省のほうも令和2年の4月1日から、大学等の修学に関する支援の法律などもできまして、学ぶ意欲のある者が断念することがないように、授業料等減免でありますとか、給付型の奨学金も含めた整備がなされておまして、そのほか、地元就職する者に対しては人材育成型のそういった奨学金であるとか、国や県や大学等のレベルでのそういった給付型のものも広がっているということも、影響しているのではないかと考えているところでございます。予算を取ったときに比べて、新規の方が少なかったということでございます。

山本教育長

ほか、質疑等はありませんか。

西森委員

今回のコロナのことで、いろんなことが、オリンピックもそうですし、学校のほうでも当然想定外の出費などがあるのではないかと、逆に想定外の使うべきものが使えなかったということもあるかと思います。この辺りについては、今後議会のたびに、補正だとか国から何か下りてきたとか、何か返さないといけなくなったなどということを、ずっとやっていく感じになるのでしょうか。

山本教育長

今議会でも各常任委員会のほうにコロナの影響ということで、今の段階では休館などが中心ですけども、今回の休校対策やその間の居場所対策などの説明をさせていただきました。費用の面で言いますと、指定管理で運営しております総合運動場と東部運動場、かるぽーとがコロナを理由にイベントをキャンセルしたということです。通常であればキャンセル料をいただいているものを、コロナが理由であればキャンセル料はいただかないという形にしましたことから、指定管理者が受

け取るべきお金が減ってしまいましたため、その分についてそれぞれ5百万円ぐらいつつ減収の補填をとということで要望を受けていますので、そこをまた検討する必要があるのではないかと思います。大きなところはそういうところですが、あとは給食を休校に伴って止めましたけれども、給食を止める場合は1カ月前に申し出をするというような契約になっていますので、實際上、給食を作っていないでも委託料自体は支払う必要があります。それはただ、雇用者を保護するという意味ではきちんとした給料を払っていただくという確認をしていながら、そういう形で給料を使えるのであればやむを得ない。ただ、消耗品とかについては精査をした上で、実際使っていないで、構わない部分は減額の交渉はしたいと思っていますけれども、今出ているのは、明らかな部分はそういうところだと思います。

あと、授業が遅れている部分については、新学期で対応というような話も出ていますので、各学校で検討いただいていると思いますけれども、場合によっては夏季休暇の短縮とかそういうような形で対応するところも出てくる可能性もあります。それで細かいことですが、冷暖房の冷房費用など、そういうところが必要になるというふうに思っています。

谷委員

コロナのことで文科省から、新学期からのガイドラインが出ましたが、あれに沿って、通常どおり4月7日から入学式・始業式をしてスタートする。マスクなど、いろいろそういう備品とかもいるのではないですか。備蓄ありますか。

山本教育長

実は卒業式用に、防災のほうから支給を受け各学校に配らせてもらって、もしマスクをしてない保護者がいたら着用していただくようにやりましたけれども、新学期以降、子供たちの分を確保することはできませんので。マスクは国のガイドラインの中でも推奨はしていますが、義務化という形にはしていませんので、ガイドラインをしっかりと学校側に読んでいただいて、窓を開けるとか、そのような形の対応しかないというふうに思っています。

全く個人的な意見ですが、例えば学校で手作りマスクというのを、今本当にいろんなネットでも出ていますし、コマドリでゴムを買えば作り方をくれるという話も聞いていますので、マスクの作り方教室みたいなものを、春休み中に開催していただくというのも一つの手ではないかと思っています。今初めて言いましたので、また検討をお願いしたいというところでございます。

西森委員

一点訂正していいですか。コマドリですね、ゴムはくれないと言っていました。私はゴムを買いましたが、型紙は生地を買った人にしかあげないとのことでした。別に欲しくて行ったわけではなくて、型紙を配っているんですねと言いましたら、ゴムを買った方は駄目ですが、生地を買った方にと、はりまや橋のコマドリで聞きました。

谷委員

P T Aなどで、皆でやるとか、地域も入るとか、いろいろできると思います。

山本教育長

音頭をとって、春休み中とかに集めるのではなく、学校に来てもらったらミシンがありますので、使って作っていただくとか、そのようなことができればいいなというふうには思います。

森田委員

関係ないかもしれませんが、旭のイオンの手芸屋さんの前を通りましたが、お布巾で、布よりは弱いけど紙より強いという、あれでホッチキスを使って作れるというのをやっていたので、ちょっと見てきます。

西森委員

イオンで、ハンカチで作れるというのも推奨していました。ハンカチを折って、ゴムを使って。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「第474回高知市議会定例会に提出された諮問議案について」でございますが、まず、私からお詫びをさせていただきたいと思えます。

この2件の諮問議案が出ておりますけれども、これにつきまして、審査の基準自体は適切だったけれども、事務手続きが行政手続条例に沿ったものではなかったということで、教育委員会が下した処分が市長によって取り消された、再度、審査のし直しが必要になったという案件でございます。これらの申請があったときに、審査基準というのを明文化した上で、それを相手方に提示しなければならないというところを、きちんとできていなかったということでございまして、これについては既にもう、審査基準を改正しまして、今回しっかり盛り込んだ形のものを既に作っております。今回2件出ていますけれども、同じ方です。片一方は団体の代表者、片一方は個人という形で出ていますけれども、再度申請については、令和元年度分・31年度分については、審査をし直して却下をしたいというふうに考えております。令和2年度についても申請が出てきていますので、これについても課の基準に沿って、対応したいというふうに考えています。

調査や内容については、所管課から説明をお願いします。

参事スポーツ振興課長事務取扱

市第55号及び第56号の地方自治法第238条の7第2項の規定に基づく、審査請求に関する諮問議案2件につきまして、ご説明を申し上げます。

当該審査請求につきましては、審査請求人が、昨年3月、平成31年度の総合運動場内の売店と自動販売機の許可を求めてスポーツ振興課に行った申込みに対しまして、不許可処分としたことを不服として、その処分の取消しを求めたものでございます。

今回、審査庁における審議内容では、当該不許可の処分は条例及び規則の規定に違反するものではなく、また、処分庁の裁量権を逸脱するものとはいえない。しかし、高知市行政手続条例第5条第3項の、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備え付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と規定されているところ、現在、公開している審査基準では、「現在許可している団体を優先的に選考することとし、新たな許可を行わない」という方針を公にしていないことから、高知市行政手続条例第5条第3項に違反するとの判断から、本件審査請求には理由があるとし、教育委員会が行った不許可の処分を取り消す、といった内容となっております。

教育委員会では、総合運動場内の売店と自動販売機の許可につきましては、高知市総合運動場売店組合の組合員が、以前から運動場内で許可を受けて売店や自動販売機の出店を行ってきたこれまでの経緯や、運動場内の売店や自動販売機の収入で生計を立ててきたことを考慮し、「現在許可している団体を優先的に選考することとし、新たな許可を行わない」という方針のもとで、許可を行ってまいりました。

しかしながら、平成25年度の包括外部監査の結果報告書におきまして、全市的な取組が必要な事項として、「現状の自動販売機の目的外使用料の算定と徴収は条例に則したものであるが、こうした方針を転換し、市が使用許可を与える全ての自動販売機について競争入札を実施することが必要と考える」とのご意見をいただきました。

このため、本市では他都市の事例を参考に、競争入札の導入の検討を行い、平成27年度以降の自動販売機の設置につきましては、目的外使用許可によるものから競争入札による貸付を行うこととし、順次競争入札に移行しております。

そこで、平成30年1月に教育委員会としましては、令和3年度の許可から、売店・食堂は公募に、自動販売機は入札による選定に移行する方針とし、移行までの3年間は経過措置として、これまで「現在許可している団体を優先的に選考することとし、新たな許可を行わない」という方針を継続するとしたものでございまして、この方針につきましては、審査請求人を含めた許可団体の方々に対し説明会でお伝えしてきたところでございます。

その後、野球場売店につきましては、組合員の都合によりこれまで許可していた団体が昨年9月末で営業を終了することとなりましたことから、野球場売店については昨年11月に公募を実施し、新たな業者を選定し、今年4月からの営業開始に向け準備を進めているところです。

教育委員会といたしましては、令和3年度の許可から、売店・食堂は公募に、自動販売機は入札による選定に移行すること、また、それまでの間は経過措置とすることなど、公にしていなかった選考方針の審査基準を整備した上で、平成31年度について改めて審査を行い、許可の諾否について判断することとしておりますとともに、令和2年度につきましても同様に、審査基準に基づき許可の諾否を行うなど、適正な事務執行に努めてまいります。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

こういう審査が出てきて、こういう形で処分が取り消されるというのは、実は初めてのことで、今後はきちっとした対応をやっていきたいと思っております。これについては、処分を下すに当たっては、議会のほうに諮問をして議会の承認を得る必要があるということで、今議会に提出されました。議会のほうは、諮問を受けてから20日以内に結論を出す必要があるということで、一般質問の最終日に採決を行いまして、議会でも可決をされて、取り消しの通知が届いております。相手方のほうにもその旨届いておりますので、改めて審査をし直し、手続きを今行っているところでございます。

西森委員

ほかにこういうケースで、教育委員会所管のものはございますか。過去からずっと継続されているということで、公募がなされていないというようなことはございますか。

参事スポーツ振興課長事務取扱

教育委員会所管のスポーツの施設で申し上げますと、この野球場売店、それと競輪場の中の売店・食堂がでございます。あとは東部総合運動場もございまして、東部総合運動場につきましては、これまでのし尿処理施設の整備・建設に当たって、地元の方々との協議の中で施設の整備ができておりまして、東部総合運動場につきましてもゴミ処理棄却地の跡地におけることで、地元の方のご協力をいただきながら東部総合運動場ができたという経過もございますので、そこは少し、ほかとの異なった政策判断が必要ということで、今は同じ地元の協力団体、共通のスポーツ振興の協力団体に許可をしておりますけれども、そのほかはございません。

西森委員

正直、新聞で拝見したときは、深いことを知らない、まだこんなところがあるのかというような、要するに、一部優遇しているような印象で読んでしまったわけです。まだ諸事情があると聞きましたので、恐らくかなり多くの市民は、そこに違和感を覚える人が多いのではないかと思います。それはそれで説明は一定なされていくと思いますけれども、正直、それならというような感じの時代ではもうないという感じも持っていますので、今後よろしくお願いいたします。

参事スポーツ振興課長事務取扱

先ほど申しました競輪場の食堂・売店につきましても、令和3年度の許可から公募でということ、令和2年度中には公募を行っていきたいと考えております。

山本教育長

東部だけが残る形になりますけれども、東部については地元の教育団体ということで、実はこの前も東部の中に屋内練習場を作りましたが、そのときに、その団体がお客さんに対して配る粗品なども全部用意してくれて、そんな形で貢献もいただいているというようなこともあって、そこは継続ということで市全体の中で判断をしました。環境部と教育委員会が所管しているとなりますので、そういう判断をします。それ以外は、それはもうなくなって、全て入札という形にさせていただきます。

西森委員

分かりました。

山本教育長

ほかに質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、次に「令和2年3月市議会代表質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

令和2年3月市議会代表質問概要と書かれた資料をご覧ください。

本議会では新型コロナウイルス感染症対策のため、個人質問を中止し代表質問のみが行われました。3月10日から11日までの期間で行われました、3月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる内容質問の概要について簡単に報告をいたします。

教育委員会関係では、質問議員5人中5人の議員から全部で21問の質問がございました。多かったご質問といたしましては、予算の補正を行いましたGIGAスクール構想に関して11問、新型コロナウイルス対策に関して6問の質問がございました。そのほかにも、学力向上の取組や新学習指導要領に関するご質問などもございました。詳細につきましては、資料のほうをご覧くださいと思います。報告は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時40分

署 名

教育長 _____

5番委員 _____